

ごみの分別と出し方

保存版

令和6年4月～



ごみを減らす取り組み

スリーアール

ごみを減らすキーワードは **3R**

「リデュース (Reduce) : ごみを減らす」

ごみをできるだけ減らすには、まず、いらぬものは買わない、もらわないなど、ごみとなるものを少なくします。

「リユース (Reuse) : くり返し使う」

そして、使えるものは繰り返し何回も使ったり、できるだけ長く使うようにします。また、古本屋やリサイクルショップに持って行って、他の人に使ってもらう方法もあります。

「リサイクル (Recycle) : 再資源にする」

それでも出てしまうごみも、きちんと分ければ資源になるものがたくさんあります。決められた方法で分けて出すようにすれば、新しい製品に生まれ変わることができます。

ごみを作らない努力から

- 買い物はマイバッグを持参しましょう
- 過剰な包装は断りましょう
- 包装の少ない商品を買きましょう
- 使い捨てのものは使わないようにしましょう

 **黒川地域行政事務組合**
大和町・大郷町・大衡村

ごみの出し方：ごみは収集日当日の **大和町・大衡村は午前8時** **大郷町は午前8時30分** までに決められたごみステーションへ出してください。

ごみの分別のしかた 目次

- 燃えるごみ
- 燃えないごみ



P. 1

- 缶（スチール製・アルミ製）
- びん（無色透明・茶色・その他の色）



P. 2

- 白色トレイ・紙パック
- ペットボトル



P. 3

- 新聞・雑誌・ダンボール
- 有害ごみ



P. 4

- プラスチック製容器包装
- 紙製容器包装・雑がみ



P. 5

- リサイクルできない紙ごみ
- 在宅医療廃棄物の取扱いについて



P. 6

- 家庭から出される家電4品目のリサイクル
- 家庭から出されるパソコンのリサイクル

P. 7

- 営業（事業）ごみ
- 自己搬入
- 環境管理センターで処理できないもの



P. 8

- 不法投棄・不法焼却について
- 環境管理センター案内図



P. 9

- 粗大ごみ一覧表

電化製品・ガス・石油機器類
家具・建具・寝具類
趣味・スポーツ・レジャー用品・その他



P.10

燃えるごみ (指定袋に入れてごみステーションへ出してください。)

台所(家の中)から出る食べ残しや料理くず、木くず、布、革などが対象です。※営業(事業)ごみは出せません。

料理くず、食べ残し、果物の皮、茶殻、貝殻、皮革製品、写真、カーボン紙、感熱紙、特殊加工された紙、衣類、布類、スポンジ類、おもちゃ、CD、DVD、カセットテープ、ぬいぐるみ、草木類、木くず、紙おむつ、発泡スチロール、紙コップ、紙皿、紙製のヨーグルト容器など



直径5cm未満
長さ30cm未満

- 1) 必ず「燃えるごみ」の指定袋に入れて出してください。
- 2) 台所の生ごみは十分に水分を切ってから出してください。
- 3) 食用油は紙などにしみ込ませるか、凝固剤で固めて出してください。
- 4) 1回に出せる量は45ℓ以下(指定ごみ袋大1袋分)で、かつ20kg以下で出すようご協力願います。多量に出す場合は「自己搬入」してください。(P.8参照)
- 5) 植木・草木などは直径5cm未満、長さ30cm未満に切って、直径30cm以内に束ねて出してください。(束にして出す場合、指定袋は不要です。)
- 6) 一番長い部分の長さがおおむね30cmを超えるものは「粗大ごみ」に出してください。(P.10参照)
- 7) ポリタンクは、中身を空にし、乾燥させて指定袋に入れて出してください。

指定袋以外は収集しません。

燃えないごみ 大和町(中身が確認できる容器などに入れてごみステーションへ) 大郷町・大衡村(指定コンテナへ)

複数の素材が組み合わされた物と、陶器、化粧びん、ガラス製品、金属類が対象です。

耐熱ガラス、板ガラス、ガラス食器など、鏡、瀬戸物、素焼植木鉢、化粧びん類、カミソリ類、工具類、包丁、ラジカセ、一口コンロ、ドライヤー、炊飯ジャー、傘、なべ、釜、フライパン、針金、ポット、漬け物石(人工石)、ヘルメットなど



- 1) 油缶・塗料缶・オイル缶などは中身を取り出してから出してください。(油・塗料などは布などにしみ込ませて「燃えるごみ」に出してください。)
- 2) 汚れの落ちない缶やびんなどは「燃えないごみ」として出してください。
- 3) 割れたびんは「燃えないごみ」として出してください。
- 4) 包丁は刃の部分の部分を厚紙で巻くなどして出してください。(ごみ収集員が取り扱いやすいように出してください。)
- 5) **乾電池・ガスボンベ・蛍光灯・充電式小型家電は「有害ごみ」に出してください。**
- 6) 一番長い部分の長さがおおむね30cmを超えるものは「粗大ごみ」に出してください。(P.10参照)

肥料袋などに入れて出さないでください。

缶 (指定のコンテナに入れてください。)



マークがついたスチール製及びアルミ製のものが対象です。



- 1) スチール缶とアルミ缶は、同じコンテナへ入れてください。
- 2) 水でゆすいでから出してください。
- 3) たばこの吸殻などは入れないでください。
- 4) スプレー缶は「有害ごみ」なので、入れないでください。
- 5) 缶以外の金属は入れないでください。
- 6) レジ袋などに入れたまま、コンテナの外に置かないでください。



空き缶は中身のない状態で、出してください。

びん (各色の指定コンテナに入れてください。)

●無色透明のびん



無色透明のびんのみで、少しでも色の付いているものは「その他の色のびん」です。

●茶色のびん



茶色のびんのみで、他の色との混合色は「その他の色のびん」です。

●その他の色のびん



緑・紫・黒・中間色・混合色などのびんです。

- 1) 化粧品のびんや薬品のびん、コップなどのガラス製品は「燃えないごみ」に出してください。
- 2) 割れたびんは「燃えないごみ」に出してください。
- 3) びんのふたは必ず外して、水でゆすいでから出してください。
- 4) 金属製のふたは「燃えないごみ」に出してください。
- 5) プラスチック製のふたは「プラスチック製容器包装」に出してください。

びんは中身のない状態で、色別に出してください。

白色トレイ・紙パック

(ひもでしっかりしばって、ごみステーションへ出してください。)

●白色トレイ



マークがついた白色トレイが対象となります。

- ・色・柄のついている食品用トレイは「プラスチック製容器包装」に出してください。
- ・納豆のパックなどは、洗って出してください。



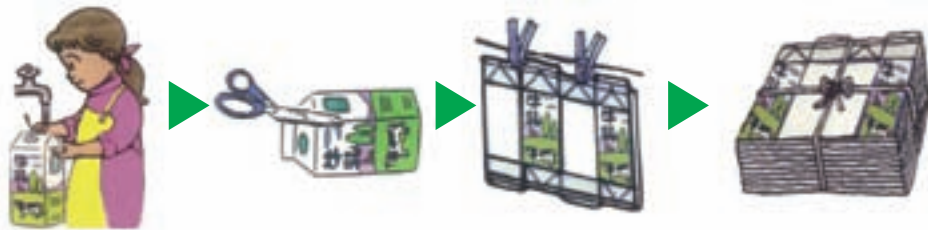
●紙パック



マークがついた牛乳パック、ジュースパック、酒パックなどが対象となります。

- ・内側が銀色のパック類は「燃えるごみ」に出してください。

- ①洗う ②切り開く ③乾かす ④しばる



風で飛ばないように、ある程度まとめて出してください。

ペットボトル 大和町・大郷町(指定ネットへ) 大衡村(指定コンテナへ)



マークがついた飲料用、酒類用、しょうゆ用ボトルなどが対象となります。



- ①キャップをはずしてキャップは「プラスチック製容器包装」へ ②なかを洗う



- ③ラベルをはがしラベルは「プラスチック製容器包装」へ ④足で踏みつぶす



- 1) キャップは必ずはずしてください。
- 2) はずしたキャップは「プラスチック製容器包装」に出してください。
- 3) ボトルの中身が完全でない状態を出してください。
- 4) 取りはずしにくいしょうゆボトルの中栓や、キャップをはずした後に残るリングなどは無理に取る必要はありませんので、そのまま出してください。

新聞・雑誌・ダンボール

(種類ごとに分別し、ひもでしっかりしばってごみステーションへ出してください。)

●新聞



新聞紙、折込チラシ、パンフレット、週刊誌など（背表紙がホチキスで留められているもの。)

- 1) ビニール袋に入れないで出してください。
- 2) 雨や雪の日は出すのをご遠慮ください。
- 3) 紙製容器包装・雑がみ用の灰色のネットに入れないでください。

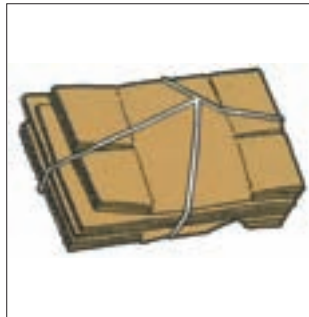
子ども会などによる集団資源回収もご利用ください。

●雑誌



教科書、漫画本、文庫本、辞書など（背表紙が糊で製本されているもの。)

●ダンボール



マークのついたダンボールが対象となります。（ガムテープ、カーボン紙、留め金具はすべて取り除いてから出してください。)

有害ごみ

(下記の4つの出し方を参考にごみステーションへ出してください)

- スプレー缶・ガスライター・カセットボンベ・水銀体温計・蛍光灯・乾電池類
- 1) 下記のイラストを参考に、半透明のビニール袋に有害ごみと書いて他の有害ごみと別に出してください。
 - 2) スプレー缶はガスを使い切ってから、穴を開けないで出してください。
 - 3) 蛍光灯は買ったときのケースに入れるか、新聞紙などに包んでから出してください。



注意! リチウムイオン電池等の充電式乾電池の取り扱い

リチウムイオン電池等の
小型充電式電池
取り外しができるもの



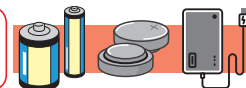
取り外した電池を半透明の袋に入れ「有害ごみ」と書いて出す。製品は燃えないごみへ出す。

リチウムイオン電池等の
小型充電式電池
取り外しができないもの



無理に外さず、製品ごと半透明の袋に入れ「有害ごみ」と書いて出す。

乾電池、ボタン電池
モバイルバッテリー



半透明の袋に入れ「有害ごみ」と書いて出す。

4つの有害ごみの出し方

- ・スプレー缶
- ・ガスライター
- ・カセットボンベ



- ・水銀体温計



- ・蛍光灯



- ・乾電池類
(リチウムイオン電池等の小型充電式電池製品)



プラスチック製容器包装

(緑色のネットに入れてください)



マークのついたプラスチックやビニール素材の容器や包装

ラーメンなどのカップ類、卵や豆腐などのパック類、マヨネーズやトマトケチャップなどのチューブ類、色つきトレイ・プラスチック製のふた、ペットボトルのラベル、シャンプーやソースなどのボトル類、錠剤やカプセルなどの薬の容器包装、お菓子袋、ラップ類、スーパーのレジ袋など



カップ・パック類
プラスチック製



チューブ類

使い切ってふたをはずして



ふた

プラスチック製



ペットボトルのラベル

プラスチック製



ボトル類

使いきって
ふた・ポンプをはずして



色つきトレイ類



袋・ラップ

値札などのシールははがさなくてもかまいません



錠剤やカプセルなど
薬の包装容器

裏の金色や銀色のシートは
はがさなくてもかまいません

- 1) 中身は使いきって、洗ってから出してください。
- 2) チューブ類などの内側が洗にくいものや汚れの落ちにくいものは「燃えるごみ」に出してください。(汚れているものはリサイクルできません。)
- 3) レジ袋などにまとめて入れて出してください。
- 4) プラスチック製であっても、おもちゃ、バケツ、CD、DVDなどの商品(製品)は法律の対象外で容器包装と合わせたリサイクルができないため「燃えるごみ」又は「粗大ごみ」に出してください。

さかな箱や緩衝材の発泡スチロール類は、「燃えるごみ」に出してください。

紙製容器包装・雑がみ

(灰色のネットに入れてください)



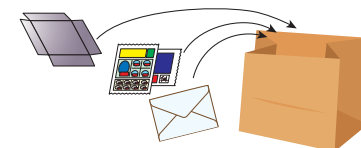
マークのついた菓子などを入れたり包んだりする紙の容器や雑がみ

お菓子箱・ティッシュ紙箱・紙製ハガキ・封筒・コピー用紙・メモ用紙・ポスター・カレンダー・トイレットペーパーやラップの芯・包装紙・紙袋など



雑がみ集めのキーポイントは【紙袋】

- ・紙袋自体が雑がみなので、雑がみの保管用に使い、そのまま出すことができます。
- ・ごみ箱の横に紙袋や封筒を置き、入れておくこと集めやすくなります。



- 1) ビニール、粘着テープ、金属、プラスチック部分は取り除いてください。
- 2) レジ袋やビニール袋に入れて出さないでください。
- 3) シュレッダーにかけた紙は、「燃えるごみ」に出してください。
- 4) 雨や雪の日は出すのをご遠慮下さい。

新聞・雑誌・段ボール・紙パックは、ネットに入れなくてください。

リサイクルできない紙ごみ

(リサイクルできない紙ごみの特徴)

1. 水に溶けない紙
2. 紙以外が混入している紙
3. においが付いている紙
4. 汚れてしまった紙

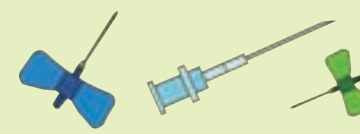



(リサイクルできない紙ごみの例)

- 粘着物の付いた封筒
- 防水加工された紙
(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器、油紙、ロウ紙など)
- 裏カーボン紙、ノーカーボン紙
(宅配便の複写伝票など)
- 圧着はがき(親展はがき)
- 感熱紙
(ファックス用紙、レシートなど)
- 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙(青焼きコピー紙)
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 捺染紙
(なっせんし 昇華転写紙、主に絵柄などを布地に加熱してプリントする際に使われる紙)
- 感熱性発泡紙
(主に点字関係で使用されているもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 合成紙
(選挙の公示用ポスター、投票用紙など。プラスチックで作られているので、正確には紙ではない)
- 臭いのついた紙
(石鹸の個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱など)
- 水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー、食品残さなどで汚れた紙

「燃えるごみ」として出してください。

在宅医療廃棄物の取扱いについて

種類	排出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療用注射針 ・ 点滴針 	<p>医療機関へ返却してください</p> <p>※医療用注射針や点滴針は紙パックやペットボトルに入れ、口をしっかり封じて医療機関に返却してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ペン型自己注射針 ・ バッグ類 ・ チューブ類 ・ カテーテル類 ・ ガーゼ類 ・ 脱脂綿類 	<p>燃えるごみへ出してください</p> <p>※その他の在宅医療廃棄物はプライバシー保護のため新聞紙などでくるみ、一度小さなポリ袋に入れ、袋の口は空気を出してしっかり封じて液漏れのないようにし、燃えるごみの指定袋に入れて、ごみステーションに出してください。</p>

在宅医療廃棄物の出し方の例



家庭から出される家電4品目のリサイクル

(ごみステーションには出せません。)

家電リサイクル法により、テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機・エアコン（家電4品目）は収集しません。

処分の方法 >>>>>

- 買い換えの場合（リサイクル料金と運搬料金がかかります。）
買い換える電気店に依頼します。
- 処分だけしたい場合（リサイクル料金と運搬料金がかかります。）
 - ①購入した電気店に引き取りを依頼してください。（販売店により購入してなくても引き取ります。）
 - ②購入した電気店がわからない場合などは、お住まいの町村で許可している業者に依頼してください。
 - ③指定引取場所に持ち込む
郵便局にある振込用紙（家電リサイクル券）を使いリサイクル料金を支払い、指定引取場所に持ち込んでください。
※最寄りの指定引取場所の最新情報については、黒川地域行政事務組合ホームページ <https://www.kurogyou.jp/> で確認願います。



リサイクル料金はメーカーにより異なります。

リサイクル料金に関するお問い合わせ先

(一財)家電製品協会 TEL 0120-319640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

家庭から出されるパソコンのリサイクル

(ごみステーションには出せません。)

資源有効利用促進法により、家庭用パソコンはメーカーなどに回収及び再資源化が義務付けられており、収集しません。



PCリサイクルマークは、平成15年(2003年)10月以降に販売された家庭用パソコンに貼付されているものです。回収・再資源化は購入価格に上乗せされているので、処分の際は費用はかかりません。



- デスクトップパソコン（本体）
- ノートパソコン
- CRTディスプレイ
- 液晶ディスプレイ

処分の方法 >>>>>

- PCリサイクルマークがついている場合（費用はかかりません。）
メーカー受付窓口に回収を申し込んでください。運送業者が戸口回収します。
- PCリサイクルマークがついていない場合（回収・再資源化料金がかかります。）
 - ①メーカー受付窓口に回収を申し込んでください。運送業者が戸口回収します。
 - ②メーカーが存在しない場合などは、パソコン3R推進協会に回収を申し込んでください。TEL 03-5282-7685 ホームページ <https://www.pc3r.jp/>
 - ③お住まいの町村で許可している許可業者に依頼してください。
許可業者については、各町村発行の収集計画表を確認願います。

営業(事業)ごみ

(ごみステーションには出せません。)

事業所・商店・飲食店・病院・旅館・工場などの営業活動に伴って出たごみは、ごみステーションに出せませんので、各町村から許可を受けている許可業者と契約して処理してください。料金は、許可業者に確認の上契約してください。(許可業者一覧表は、各町村発行の収集計画表を確認願います。) なお、事業者自ら環境管理センターへ直接搬入することもできます。(一般廃棄物に限る)



環境管理センターへの搬入は一般廃棄物に限る

自己搬入

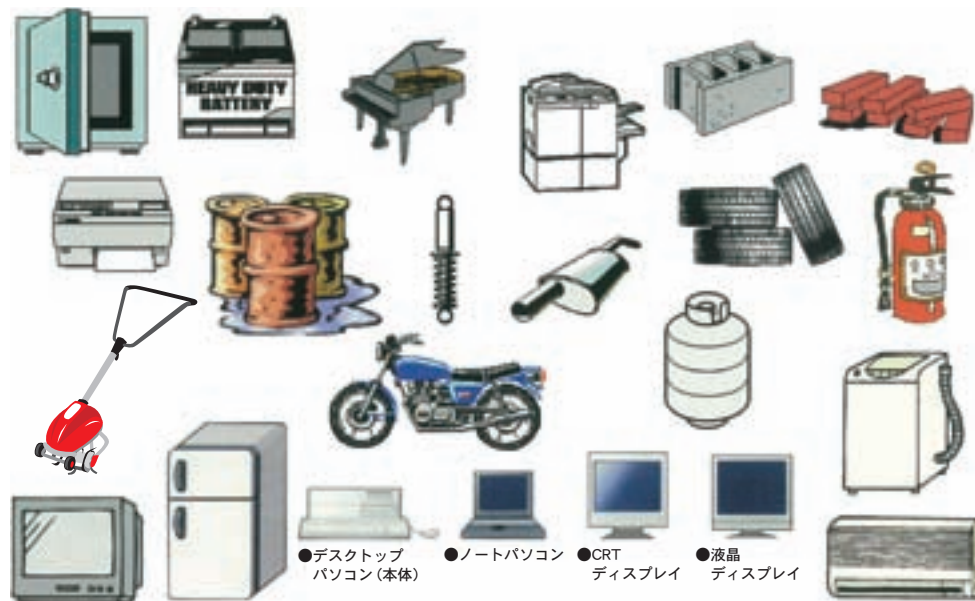
家庭や事業所から排出される一般廃棄物や引越しごみ・植木の剪定などで大量にでるごみを自ら直接搬入し処分しようとする場合は、環境管理センターへ直接搬入することができます。この場合、各町村ごとに手続きが異なりますので、各町村発行の収集計画表を確認願います。(処分料金がかかります)



環境管理センターで処理できないもの

(ごみステーションには出せません。)

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(家電4品目)、パソコン、タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具類、電気温水器、モーター、水中ポンプ、自動販売機、金庫、消火器、コピー機、レーザープリンター、ステンレス浴槽、コンクリート製品(物干しざおの土台など)、ボイラー、バイク、廃油、自動車の部品、火薬類、農薬類、LPガスボンベ、グランドピアノ、劇薬、土壁、ブロック塀、石膏ボード、断熱材 など



- 1) 農機具類、タイヤ、バッテリーなどは、販売店に相談してください。
- 2) ビニールハウスのビニール、苗箱などは、産業廃棄物になりますので購入店に相談してください。
- 3) 家屋を解体した場合は、解体業者に処理までお願いしてください。
- 4) 上記の他、各町村の許可業者や産業廃棄物処理業者にご相談ください。

廃棄物の不法投棄や不法焼却は犯罪です

◎不法投棄(未遂を含む)した者は法律により罰せられます。

「5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はその両方。」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第25条第2項

◎不法焼却(未遂を含む)した者は法律により罰せられます。

(ごみの野焼きや構造基準に適合しない小型焼却炉での焼却)

「5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はその両方。」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号及び第25条第2項

例外として認められているもの

- ①どんと祭などの風俗習慣上や宗教上の行事を行うため必要なもの
- ②稲わらの焼却などの農業経営などに必要なもの
- ③たき火やキャンプファイヤーなどの軽微なもの

焼却炉適合基準

800℃以上の連続焼却ができ、この温度を保つための助燃装置などが設置されているもの

ごみステーションの資源物の持ち去り行為はルール違反です

資源物(缶類、雑誌など)は各町村が回収するために出されたものです。持ち去り行為はルール違反です。

環境管理センター案内図

所在地：大和町吉田字根古北50番地

☎342-2218

※休業日 土曜日・日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)
但し、12月29日・30日は土曜日・日曜日でも搬入できます。
※受付時間 午前8:30～正午・午後1:00～4:00



← 往路 ← 復路 (搬入車両は、一方通行にご協力願います)

粗大ごみ (ごみステーションには出せません)

- 1) 粗大ごみとは、一番長い部分の長さがおおむね30 cmを超えるものです。
- 2) 最小寸法 (0.3m×0.3m×0.3m)
- 3) 最大寸法 (2.2m×1.2m×1.1m)
- 4) 家電4品目 (テレビ、冷蔵庫/冷凍庫、エアコン、洗濯機/衣類乾燥機) は出せません。(P.7 参照)



注意!! 処分方法は、各町村ごとに手続きが異なりますので、各町村発行の「収集計画表」を確認願います。

《粗大ごみ一覧表》

	品 名
ア 行	アイロン台
	アコーディオンカーテン
	編み機
	網戸(1枚)
	衣装箱(3個毎)
	いす(座いす含む)
	一輪車(運搬用、乗り物)
	オイルヒーター
	オーディオ機器(1セット)
	オーディオラック
カ 行	オルガン
	カーペット(指定袋に入らない物)
	傘立て
	加湿器
	ガスレンジ・ガスこんろ(1口こんろを除く)
	カラーボックス
	カラオケ演奏装置
	簡易式洋式便器
	換気扇
	ギター
キ 行	脚立
	キャリア

	品 名
カ 行	鏡台
	空気清浄機
	草刈機(電動式含む)
	クーラーボックス
	車椅子(電動式含む)
	ケージ
	下駄箱
	健康器具(ランニングマシンなど)
	ござ
	こたつ(天板含む)
サ 行	琴(大正琴も含む)
	子供用遊具等(ブランコ、三輪車等)
	ゴムポート
	米びつ
	ゴルフ用品(一式)
	サーフボード
	サイドボード
	サッシ戸(1枚)
	座布団(5枚毎)
	自転車
サ 行	三味線
	じゅうたん

	品 名
サ 行	収納箱
	障子(1枚)
	照明機器
	除湿器
	食器洗浄機・乾燥機
	水槽(観賞用)
	スーツケース
	スキー用品一式(ストック含む)
	すだれ
	スタンドミラー
タ 行	ストーブ
	スノーボード
	すのこ
	ズボンプレス
	扇風機
	洗面化粧台
	掃除機
	ソファ(1個)
	DVDプレーヤー
	台車
タ 行	たたみ(1枚)
	卓球台
	棚(食器、本など)
	たらい
	タンス
	チャイルドシート
	机
	釣り竿(6本毎)
	テーブル類
	テレビアンテナ
ワ 行	テレビ台・電話台等
	電気毛布・敷布・カーペット等
	電子オルガン
	電子レンジ
	テント
	とい(長さ1m未満で5本まで)

	品 名
タ 行	トタン板、波板(5枚まで)
	ドラム缶(中身の無いもの)
	ドラムセット(楽器)
ナ 行	流し台
ハ 行	はしご
	パソコン用プリンター(レーザー不可)
	ピアノ(グランドピアノ不可)
	ビーチパラソル
	ファクシミリ(卓上型のもの)
	ファンヒーター
	フードプロセッサー(ミキサー、ジューサーを含む)
	ふすま(1枚)
	布団(上下1組)
	布団乾燥機
マ 行	ブラインド
	フラワースタンド
	プランター
	ベッド
	ペット小屋(鉄骨を除く)
	ベビーカー
	ベビーバス
	ホースリール(ホース含む)
	マッサージ機
	マットレス
マ 行	ミシン
	木材類(注1)
	餅つき機
ヤ 行	物干し竿
	物干し台(コンクリート製土台を除く)
	湯沸し器
ラ 行	リヤカー
	ルーフボックス・キャリア
	ロッカー
ワ 行	録画機器(DVD、HDD等)
	ワープロ
ワ 行	ワゴン

この表に載っていないものは環境管理センターまでお問い合わせください。

☎342-2218

注1 木材類の受入基準

- 重量による処分手数料となります。
- 直径が20cm未満のもの……………長さ1mまでとします。
- 直径が20cm以上30cm未満のもの……………長さ50cmまでとします。
- 直径が30cm以上のもの……………割ってください。

例外的な取扱い

釘、ボルト、金具類を取り除いてください

